

審 査 基 準

令和4年2月3日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所標章の交付
原権者(委任先)： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準：
標準処理期間： 1日
申 請 先： 保管場所の位置を管轄する警察署交通（第一）課
問い合わせ先： 保管場所の位置を管轄する警察署交通（第一）課 又は警察本部交通規制課（電話 058-271-2424）
備 考：